資料５

「スポーツの実施状況等に関する世論調査」について

日常生活における家事等の身体活動をスポーツ実施率等調査に位置付けることについて

（第32回健康スポーツ部会での主な意見）

- 例えば家事などは、もちろん楽しみがある場合もあるが、すごく重労働であるとも言える中で、これがスポーツであるとはなかなか思えない。スポーツ実施率調査としては、なかなか難しい判断だと思う。
- 疫学的には、運動・スポーツの定義が変わってしまうと数値の連続性がなくなってしまうため、このままがいいと思う。
- 体を仕事や介護で動かすのは「労働」である。労働として体を動かすのは逆に健康に悪影響があるという、パラドックスの仮説もある。
- これまでと同じ調査をしたうえで、「通勤や育児等で体を動かすこと」についてもう1問を加えてはどうだろうか。
- スポーツ実施率を本当に上げていくことを目的にしているのであれば、ルールや競技性のあるスポーツを実施しているか否かという点をきちんと把握すべき。

（健康スポーツ部会を受けての有識者委員会の意見）

- スポーツ庁の「スポーツ実施率調査」の調査の主目的は、スポーツの実施率を把握することであるという本筋を考えると、日常生活における身体活動量の調査は本筋とは異なると思う。
- 「運動・スポーツ」とは別枠で「身体活動」を調査することは、回答者にとって設問の意図や分類が分かりづらくなる可能性がある。
- 「スポーツ実施率とは別で身体活動量を測定できることで、分析の幅が広がる」という点については理解できる。しかしながら、具体的な分析方法や公表時の活用方法が明確でない中にあって回答者への負担も勘案すると導入には慎重な見極めが必要ではないか。

（今年度の方向性）

- **身体活動量の調査項目については、調査結果の具体的な分析・活用方針が定まっておらず、今年度の導入を見送る方針としたい。**

令和7年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」に関する変更点

１．ウォーキング等の項目における質問の趣旨の明確化について

◆ これまで、「ウォーキング、階段昇降、自転車」を調査しているが、通勤・通学等の移動に伴う日常的な歩行や階段昇降、交通手段としての自転車利用等も回答に含まれている可能性を完全には否定できない。よって、調査の趣旨を踏まえて、そうしたものは含まれない趣旨を明確にする。

２．運動・スポーツ種目の実施時間の把握について

◆ これまでは、実施したスポーツ全体の頻度のみを調査していたが、例えば週1日の運動について、それが5分程度なのか、数時間なのかといった運動量を把握できる調査になっていなかったことから、実施した種目ごとに、実施の頻度と1日当たりの平均時間を調査する。

（例）野球⇒月2日⇒1日の実施時間180分

３．情報通信技術を活用したスポーツの把握について

◆ スポーツ基本法が一部改正され「情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実」が新設されたことに伴い、情報通信技術を活用したスポーツ（いわゆるeスポーツ）のうち、身体活動を伴うものについて運動・スポーツの種目へ追加する。

（調査までのスケジュール）

- **10月中下旬：有識者委員会**
- **11月上旬：Web調査開始**